

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、近畿地方整備局奈良国道事務所長から次のとおり公共測量を実施することについて通知がありました。

令和六年八月六日

奈良県知事 山下 真

一 測量の目的 公共測量（UAVレーザ測量）

二 測量の地域 吉野郡下北山村

三 測量の期間 令和六年八月一日から同年十二月二十日まで